

募 集 案 内

自衛隊広島地方協力本部では、下記により非常勤隊員を募集します。
非常勤隊員とは、1年度内で期間を定めて雇用される防衛省職員（特別職国家公務員）です。

記

1 受付期間

令和8年1月15日（木）から同年1月23日（金）午後5時まで
※応募者多数の場合は、繰り上げて締め切らせていただきます。

2 勤務地名称・所在地・採用職種・採用予定数

勤務地略称	勤務地名称及び所在地等	採用職種	採用予定数
本 部	自衛隊広島地方協力本部 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6階	募集又は 援護業務 の補助	7名
尾 道	自衛隊広島地方協力本部 尾道出張所 尾道市東御所町9-1 尾道ウォーターフロントビル3階 (担当地域：尾道市、三原市、竹原市、大崎上島町)		1名
呉	自衛隊広島地方協力本部 呉地域事務所 呉市幸町6-15 (担当地域：呉市、江田島市、坂町)		1名
三 次	自衛隊広島地方協力本部 三次地域事務所 三次市十日市東4-3-5 クリーンハイムビル1階 (担当地域：三次市、庄原市、世羅町)		1名
福 山	自衛隊広島地方協力本部 福山地域事務所 福山市元町15-16 和田ビル2階 (担当地域：福山市、府中市、神石高原町)		1名
東広島	自衛隊広島地方協力本部 東広島地域事務所 東広島市西条昭和町5-1 ジブラルタ生命ビル3階 (担当地域：東広島市、安芸区、府中町、海田町、熊野町)		1名
広 島	自衛隊広島地方協力本部 広島地域事務所 広島市南区京橋町1-3 WAKO広島駅ビル2階 (担当地域：広島市中区、南区、西区、東区、佐伯区、大竹市、廿日市市)		1名

3 任用予定期間・勤務日数

任用予定期間	勤務日数
令和8年4月1日～令和9年3月31日	年間235日以内

※勤務日数については、状況により若干変動する場合があります。

4 職務内容及び必要な技能・資格等

勤務地区分	職務内容	必要な技能・資格等
本 部	次のいずれかになります。 【募集業務】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集受付事務 ・ データ入力 ・ 資料等整理 ・ 説明会及び採用試験、広報イベントの支援等 ・ 広報資料等の作成・管理 ・ その他、特に命じた業務 【援護業務】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再就職調整 ・ 職業カウンセリング ・ 求職・求人資料の受付・整理 ・ 援護に関する広報・説明会 ・ 文書の接受保管、物品管理・調達業務 ・ 広報資料等作成、データ入力等 ・ 海田市駐屯地（安芸郡海田町寿町2-1）内の相談室における上記業務（週2回程度） ・ その他、特に命じた業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全職務 パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）による資料作成 ○ 本部の援護業務を希望する場合は <u>第1種普通自動車免許（AT限定可）必須</u>
尾 道 三 次 福 山 東 広 島 広 島	【募集業務】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当地域内での広報活動の支援等 ・ 募集受付事務・広報資料の整理等 ・ 文書・物品管理 ・ 庶務業務（電話・来客対応、事務所内清掃等） ・ その他、特に命じた業務 	

5 応募資格

次のいずれか一に該当する者は、応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6 応募要領等

- (1) 事前に、次表の提出先担当に受付状況を電話でご確認いただき（受付状況の確認なく応募されたときは、応募をお断りする場合があります。）必要書類を1月23日（金）午後5時必着で提出先に郵送してください。なお、書類は、封筒に「非常勤隊員応募票」と朱書きして特定記録若しくは簡易書留により郵送し、郵便局の「受領証」は、「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管してください。

必要書類	必要部数	非常勤隊員応募票請求先及び提出先
非常勤隊員応募票※ 直筆で記入し、写真（6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きのもので、縦4cm・横3cm程度のもの。）を貼付してください。	1部	自衛隊広島地方協力本部 総務課人事班 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館6階
履歴書※（指定の様式で作成） （現在、自衛隊広島地方協力本部にて非常勤隊員として勤務されている方は、提出不要）	1部	
最終学歴（義務教育除く。）の卒業証書の写又は卒業校が作成した修業証明書（受付期間に間合わない場合は試験時提出でも可）	1部	
「選考採用試験通知書」の送付先を記載した返信用封筒（定型郵便サイズ、110円切手を貼付）	1部	

※ 非常勤隊員応募票及び履歴書の取得方法

- ア 自衛隊広島地方協力本部ホームページからダウンロードして印刷してください。
（A4白色紙に両面印刷してください。）

【取得先】

自衛隊広島地方協力本部ホームページアドレス【<https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/>】
「News お知らせ」に掲載

イ 郵送による請求

封筒に「非常勤隊員応募票請求」と朱書きし、送付先を明記して140円（速達の場合は440円）切手を貼った返信用封筒（A4判）を同封してください。

ウ 来訪での請求

事前に電話にてご連絡ください。

（電話対応は、土日祝日を除く午前8時半から午後5時まで）

- (2) 応募された方には、試験実施日等を記載した「選考採用試験通知書」（受験票に代わる書面）を郵送により送付します。試験日等が変更になる場合がありますので内容を必ず確認してください。2月4日（水）までに到着しない場合は、上記提出先にお問い合わせください。
- (3) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されませんのでご了承ください。
- (4) 提出された応募票の記載事項に不備や事実との相違が発覚した場合は、応募を無効とします。
- (5) 提出された応募票等については、返却できませんのでご了承ください。
- (6) 採用試験における感染症への対応
- ア 体調不良の方は、受験を控えていただくようお願いします。また、倦怠感等の体調不良が見受けられる方は、受験をお断りする場合があります。
なお、これらを理由とした再試験は行いませんのでご了承ください。
- イ 試験会場は換気のため、適宜、窓やドアを開ける場合がありますので、室温の高低に対応できるよう服装にご注意ください。

7 試験日及び試験場所

(1) 試験日

令和8年2月5日(木)・6日(金)のうち指定する日

(2) 試験場所

広島合同庁舎3号館(広島県広島市中区上八丁堀6番30号)

※ 試験日及び試験場所については、変更する場合があります。細部は、選考採用試験通知書によりお知らせします。

8 試験種目

口述試験

9 試験結果通知

令和8年3月中旬(予定)、受験者全員に書面にて通知します。

なお、合否の理由等、結果に関する問い合わせには一切応じられません。

10 採用後の処遇等

(1) 身分

陸上自衛隊に勤務する非常勤隊員(防衛省職員(特別職国家公務員))

(2) 給与等

ア 日額(基準)

9,300円～12,300円(学歴、就業経験により異なります。)

なお、次の勤務地に採用された場合は、以下の地域手当支給率を含めて算定します。

○ 広島市内に所在する勤務地(本部・広島地域事務所) 8%

○ その他の勤務地(尾道・呉・三次・福山・東広島地域事務所) 4%

イ 諸手当相当分

○ 通勤手当

55,000円を上限に所定の算定要領により支給されます。

○ 期末・勤勉手当が6月30日及び12月10日に支給されます。ただし、6月30日支給分は6月1日に、12月10日支給分は12月1日に在職している者に限ります。

ウ 退職手当

支給されません。

ただし、月18日以上※の勤務を6ヶ月以上継続した場合、国家公務員退職手当法が適用され、支給対象となります。(※ 月の開庁日が20日未満の場合は、開庁日から2日を減じた日数)

エ 給与の支給日等

月末締で翌月18日に口座振込で支給されます。

(3) 加入保険等

採用後は、厚生年金保険、雇用保険の対象となり、健康保険は、防衛省共済組合に加入します。ただし、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

また、月18日以上※の勤務が12月を超える場合は、防衛省共済組合員資格が付与されます。(※ 月の開庁日が20日未満の場合は、開庁日から2日を減じた日数)

11 人事管理等

(1) 勤務時間

1日7時間45分、週5日程度基準

業務状況等により、時間外勤務をする場合があります。

(2) 休日

土・日曜、祝日、年末年始6日間(無給)

なお、状況により休日に勤務を振替える場合があります。

(3) 休暇

6か月以上勤務した場合に年次休暇(有給)10日間が付与されます。

その他に、夏季休暇(3日間)、出産(産前・産後)又は配偶者出産、配偶者出産に伴う育児参加、疾病及び傷病の場合として有給休暇、その他規則に応じて無給休暇が取得できます。

- (4) 採用後の人事管理については、防衛省の方針によります。
- (5) 採用後の配置については、防衛省が決定します。また、任用期間内に配置替になることもあります。
- (6) 採用された場合、自衛隊員として法令の定め（秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）に従うことを要求されます。

12 問合せ先

自衛隊広島地方協力本部 総務課人事班（担当者：勝部・中・時田）
〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館6階
TEL 082-221-2957（土日祝日を除く午前8時半から午後5時まで）